

令和 2 年 度

江 津 市

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

江津市

島根県江津市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）
第３条第１項の規定により、審査に付された令和２年度決算に基づく健全
化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、
審査に付された令和２年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

令和３年８月６日

江津市監査委員 森 崎 延 正
同 藤 田 厚

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和2年度決算に基づく健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）
- (2) 令和2年度決算に基づく資金不足比率
- (3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の対象

区 分			会 計 名	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
江津市	一般会計等		一般会計	↕	↑	↑	↑	
特別 会計 (公営 事業 会計)	公営企業以外の 特 別 会 計		国民健康保険事業特別会計					
			国民健康保険診療所事業特別会計					
			後期高齢者医療事業特別会計					
	公営 企業 会計	法非適用	公共下水道事業特別会計					↕
			農業集落排水事業特別会計					
		法 適 用	水道事業会計					
一部事務組合・広域連合			浜田地区広域行政組合（普通会計）					
			江津邑智消防組合（一般会計）					
地方公社・第三セクター等			江津市土地開発公社				↓	

- (注) 1 この表は、総務省が作成した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、江津市の会計を記述したものである。
- 2 公営企業会計のうち法非適用は地方公営企業法を適用していない会計、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計である。

2 審査の期間

令和3年7月6日から8月4日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査にあたっては、江津市監査基準に基づき審査を行った。審査の主な内容は、健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかなどに主眼をおき、関係各課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められた。

第3 健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

- (1) 実質赤字比率：各年度の経営状況を示す指標で、「一般会計などの実質的な赤字額」が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源（市税や地方交付税などの使途が限定されない財源）の規模」に占める比率を示す。
通常は、その年度に実施した事業のための支払いは、その年度の歳入により行うことが原則である。実質赤字とは、財政状況からその原則に沿えなかった額の合計である。
- (2) 連結実質赤字比率：各年度の経営状況を示す指標で、実質赤字比率が「一般会計などの実質的な赤字額」であるのに対し、こちらは自治体の「一般会計」「特別会計」「公営企業会計」すべての会計を通しての赤字額が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源の規模」に占める比率を表している。
- (3) 実質公債費比率：本市の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3か年の平均で示される。公債費とは、各自治体が発行した市債（借入金）の元本の返済や利息の支払などに要する経費である。実質公債費比率は、「1年間の収入に対する借金返済額の割合」を示している。
- (4) 将来負担比率：「本市が将来に支出しなければならない財政負担」が、「標準的な状態で収入が見込まれる、本市の一般財源の規模」の何倍にあたるかを示す指標である。つまり、「将来にわたって返済しなければならない借金などが、1年間の収入の何倍か」の割合を表すものである。

■健全化判断比率の状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	13.55%	20.00%
前年度比較							
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	18.55%	30.00%
前年度比較							
実質公債費比率	13.4%	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	25.0%	35.0%
前年度比較		0.0 ポイント	0.3 ポイント	0.0 ポイント	△0.8 ポイント		
将来負担比率	126.1%	119.6%	109.6%	100.9%	101.3%	350.0%	
前年度比較		△ 6.5 ポイント	△ 10.0 ポイント	△ 8.7 ポイント	0.4 ポイント		

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載
2 実質公債費比率は、3か年平均値
3 早期健全化基準及び財政再生基準は、審査対象年度の各健全化判断比率を表示

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度に引き続き赤字は生じていない。
実質公債費比率は、12.9%（前年度 13.7%）で若干の改善がみられる。

将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指数である将来負担比率は、地方債残高に基づく支出予定額の増加により 101.3%（前年度 100.9%）と前年度比 0.4 ポイント高くなっているが、早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率の分析

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{(地方債の元利償還金①＋準元利償還金②)} \\ & - \text{(特定財源③＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④)} \end{aligned}}{\text{標準財政規模 ⑤} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④)}}$$

地方債の元利償還金の額（繰上償還額を除く）が前年度比 4,177 万 2 千円減少、準元利償還金が前年度比 3,788 万 9 千円減少したことにより、分子の額は 7 億 8,742 万 9 千円で前年度比 1 億 3,589 万 3 千円減少している。

一方、標準財政規模の増加によって分母の額は 70 億 3,770 万 5 千円で、前年度比 1 億 9,922 万円増加している。

分子の額が減少し分母の額が増加しているため、単年度の実質公債費比率は 11.2%で前年度比 2.3 ポイント、3 か年平均の実質公債費率は 12.9%で前年度比 0.8 ポイント、いずれも改善している。

【分子】 (単位: 千円)

分子の構成要素		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増 減
①元利償還金の額(繰上償還額等を除く)		2,210,958	2,287,682	2,286,038	2,203,947	2,162,175	△ 41,772
②準元利償還金	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金	471,275	474,255	464,917	460,854	460,233	△ 621
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	127,719	133,038	144,862	148,380	123,435	△ 24,945
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	42,389	42,011	37,937	26,634	14,344	△ 12,290
	一時借入金の利子	13	0	0	33	0	△ 33
	小 計	641,396	649,304	647,716	635,901	598,012	△ 37,889
③特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	48,153	48,153	88,042	88,042	88,042	0
	公営住宅使用料	54,889	51,021	53,104	47,652	57,014	9,362
	その他	0	180	460	5,580	5,940	360
	小 計	103,042	99,354	141,606	141,274	150,996	9,722
④基準財政需要額算入額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	319,799	265,076	207,279	201,795	176,764	△ 25,031
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,450,223	1,588,360	1,587,149	1,536,361	1,608,323	71,962
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	36,182	36,205	37,102	37,096	36,675	△ 421
	小 計	1,806,204	1,889,641	1,831,530	1,775,252	1,821,762	46,510
	I = (①+②) - (③+④)	943,108	947,991	960,618	923,322	787,429	△ 135,893

【分母】 (単位: 千円)

構成要素		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増 減
⑤標準財政規模	標準税収入額等	3,239,454	3,207,167	3,310,679	3,317,925	3,376,958	59,033
	普通交付税額	5,195,967	5,146,926	4,969,000	4,999,372	5,183,668	184,296
	臨時財政対策債発行可能額	410,582	419,664	395,053	296,440	298,841	2,401
	小 計	8,846,003	8,773,757	8,674,732	8,613,737	8,859,467	245,730
④基準財政需要額算入額		1,806,204	1,889,641	1,831,530	1,775,252	1,821,762	46,510
II = ⑤ - ④		7,039,799	6,884,116	6,843,202	6,838,485	7,037,705	199,220

I / II × 100 (単年度)	13.4%	13.7%	14.0%	13.5%	11.2%	△ 2.3 ポイント
I / II × 100 (3か年平均)	13.4%	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	△ 0.8 ポイント

将来負担比率の分析

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \text{充当可能財源等 (B)}}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

分子の構成要素である将来負担額は、地方債残高の大幅な増加、債務負担行為に基づく支出予定額や組合等負担見込額の減少などにより、323億1,146万円で4億1,083万8千円増加している。分子の地方債の償還等に充当可能な基金の減少があったものの、分子において控除する要素である充当可能財源等の額が1億8,069万4千円増加しており、その結果、分子の額は71億3,086万1千円で前年度比2億3,014万4千円増加している。

一方、標準財政規模の増加などにより分母の額は70億3,770万5千円で、前年度比1億9,922万円の増加しており、分子の額の増加幅が分母の額の増加幅を上回っているため、将来負担比率は101.3%で前年度に比べ0.4ポイント高くなっている。

【分子】

(単位:千円)

構 成 要 素		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増 減
将来 負担額 (A)	地方債の残高	22,596,266	21,898,733	21,124,474	20,530,595	21,109,177	578,582
	債務負担行為に基づく支出予定額	581,249	541,142	276,942	169,435	64,600	△ 104,835
	公営企業債等繰入見込額	7,137,508	7,358,889	7,847,587	7,831,368	7,834,925	3,557
	組合等負担見込額	859,992	723,518	586,577	473,750	421,410	△ 52,340
	退職手当負担見込額	3,081,444	2,995,933	2,912,727	2,895,474	2,881,348	△ 14,126
	設立法人の負債額等負担見込額	1,751	0	0	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0	0	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	0	0
	小 計	34,258,210	33,518,215	32,748,307	31,900,622	32,311,460	410,838
充 当 可 能 財源等 (B)	地方債の償還等に充当可能な基金	4,225,440	4,714,405	5,037,607	4,659,886	4,497,802	△ 162,084
	充当可能特定財源	2,082,653	1,927,434	1,781,464	1,647,415	1,556,509	△ 90,906
	地方債現在高に係る基準財政 需要額算入見込額	19,071,932	18,639,199	18,423,237	18,692,604	19,126,288	433,684
	小 計	25,380,025	25,281,038	25,242,308	24,999,905	25,180,599	180,694
Ⅲ = (A) - (B)		8,878,185	8,237,177	7,505,999	6,900,717	7,130,861	230,144

【分母】

(単位:千円)

構 成 要 素	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増 減
標準財政規模 (C)	8,846,003	8,773,757	8,674,732	8,613,737	8,859,467	245,730
基準財政需要額算入額 (D)	1,806,204	1,889,641	1,831,530	1,775,252	1,821,762	46,510
Ⅳ = (C) - (D)	7,039,799	6,884,116	6,843,202	6,838,485	7,037,705	199,220

Ⅲ / Ⅳ × 100 (将来負担比率)	126.1%	119.6%	109.6%	100.9%	101.3%	0.4ポイント
----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

第4 資金不足比率の状況

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に占める割合を示す資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていない。

■資金不足比率の状況

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化
法非適用	公共下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	20.00%
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	—	20.00%
法適用	水道事業会計	—	—	—	—	—	20.00%

第5 審査意見

令和2年度一般会計の実質収支額、一般会計に特別会計及び公営企業水道事業会計を加えた連結の実質収支額はいずれも黒字であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに該当値はない。

実質公債費比率（過去3か年平均）は12.9%で前年度比0.8ポイント改善し、早期健全化基準25.0%を下回っている。

将来負担比率は101.3%（前年度100.9%）となっており、前年度と比べ0.4ポイント高くなっているが、早期健全化基準350.0%を大幅に下回っている。

公営企業における資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていない。従来から一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られているためである。

以上、令和2年度においては実質公債費比率は改善傾向にある。しかしながら、新庁舎建設事業及び防災情報伝達システム整備事業に伴う地方債の新規借入により将来負担額が増加する一方、地方債の償還に充当可能な基金の減少などにより充当可能財源等が減少しているため、今後は注視する必要がある。

なお、新庁舎建設事業にあたっては旧合併特例事業債の活用、さらには、国庫補助金や過疎対策事業債の活用、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金など、将来負担が増加しないよう、十分な配慮がなされている。引き続き慎重かつ効率的な財政運営に努めて頂きたい。

